

# 指定給水装置工事事業者の皆様へ

鋸南町建設水道課より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から、更新申請完了後**5年間**となります。
- ※現行制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた年月日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、**お知らせ手紙にて通知します。**  
なお、郵便不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ●更新申請に必要な書類

- ・ **様式第1**及び**第2** ・ **機械器具調書** ・ **定款**及び**登記事項証明書**(法人)又は**住民票**(個人)
- ・ 選任する主任技術者の確認書類(**免状**又は**技術者証**等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料

- ・ 講習会の受講終了証等
- ・ 外部研修の受講実施履歴等
- ※自社内研修は不要
- ・ 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

### ◆更新申請についての問い合わせ先

鋸南町建設水道課水道室工務係 TEL 0470-55-3569